

門司港レトロ地区臨海部開発事業の優先交渉権者との売買契約締結について(報告)

門司港レトロ地区臨海部開発事業については、門司港レトロ地区のにぎわい創出と魅力向上を目的に、市有地を活用した宿泊機能を有する集客施設を開発する民間事業者を公募し、令和3年9月に優先交渉権者を美里建設株式会社に決定しました。

これまで、事業計画地の売買契約に向け、契約内容について協議を進め、この度、協議が整い売買契約を締結しましたので報告します。

1 売買契約の概要

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 事業計画地 | 門司区西海岸一丁目29番6 |
| (2) 敷地面積 | 3, 520. 60 m ² |
| (3) 契約の相手方 | 美里建設株式会社 |
| (4) 契約締結日 | 令和4年1月26日(水) |
| (5) 契約金額 | 3億8000万円 |

2 売買契約書の概要

(1) 遵守事項

- ア 契約締結の日から2年以内に建築物等の工事に着手すること。
- イ 契約締結の日から4年以内に事業提案書に記載した用途に供すること。
- ウ 売買物件を事業提案書に記載のと通りの用途に供すること。
- エ 契約締結の日から10年間は事業提案書に記載した用途以外の用途に供しないこと。
- オ 契約締結の日から10年間は所有権の移転及び第三者への転貸をしてはならないこと。

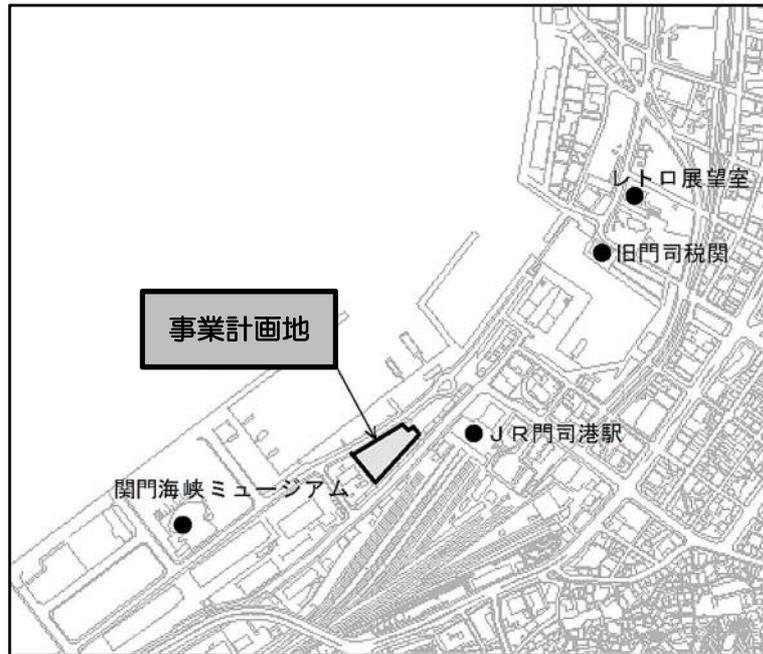
(2) 買戻しの特約

- 契約締結の日から10年間、市の承認を得ないで上記遵守事項に違反した場合は、売買物件の買戻しをすることができる。

(3) 違約金

- 上記遵守事項に違反した場合又は公序良俗に反する使用等の禁止に該当する場合等は、契約条項ごとに、市に対して売買代金の1割又は3割の違約金を支払わなければならないこととしている。

【位置図】



【事業計画の概要】

- ・ 施設計画 : 地上10階 (高さ35.0m)
- ・ ホテル、商業施設の複合施設を展開し、「門司港レトロの街歩きを楽しむ」拠点を形成。
- ・ 複合施設には、旅行者と地域の人々のコミュニティスペースを設置し、門司港レトロ地区の観光拠点を目指す。
- ・ 商業施設には、海が見えるカフェ・レストランなどを配置し、集客対策を図るとともに、門司港レトロ地区の魅力創出に寄与。
- ・ 隣接建物からの関門海峡の視認性に配慮した施設配置。

【提案施設イメージ図】

